

2023年9月12日
九州電力送配電株式会社**2023年11月分～2024年1月分まで電気料金の特別措置を延長します**
— 国の「電気・ガス価格激変緩和措置対策事業」により電気料金を割引 —

当社は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、電気料金割引を行っております^{※1}が、2023年1月～9月使用分^{※2}の措置としていた電気料金割引を継続するよう、経済産業省から要請を受けたため、本日、経済産業大臣に「離島等供給約款」および「電気最終保障供給約款」の特例承認申請を行いました。

今後、経済産業大臣の承認を経て、延長された事業対象期間の2023年10月～12月使用分^{※3}について電気料金割引を行う予定ですので、以下のとおりお知らせいたします。

※1 [2022年12月7日](#)および[2022年12月16日](#)お知らせ済み

※2 料金のご請求は2023年2月分～10月分

※3 料金のご請求は2023年11月分～2024年1月分

1 対 象

離島等供給および最終保障供給をご契約のお客さま（供給電圧：低圧および高圧）

2 割引単価

	割引単価（税込） 2023年11月～2024年1月分
低圧（家庭等）	3.50 円/kWh
高圧（企業等）	1.80 円/kWh

3 特別措置の申込方法

お申込みは不要です。

4 電気・ガス価格激変緩和対策事業について

- 2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。
- 毎月の請求書に直接反映する形で料金の値引き^{※4}を行い、電気・都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減することを目的に実施されています。

※4 国におけるモデルケース（低圧契約で使用電力量400kWh/月：10月～12月使用分）においては、毎月1,400円の値引き

- 詳細は、以下の経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。
[引き続き、電気・都市ガス料金の負担軽減を行います | 資源エネルギー庁]
<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

<国の事業内容に関するお問い合わせ先>

電気・ガス価格激変緩和対策事務局

お問い合わせ窓口：0120-013-305 [受付時間 9～17時（年末年始を除く）]

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。